

3 1 年度整備計画書提出にあたって留意すべき事項

(共通事項)

- (1) 指定都市及び中核市以外の市町村並びに非営利法人が直接補助事業者となる整備計画については、当該市町村及び非営利法人を管轄する都道府県においてとりまとめのうえ記載すること。
なお、精神保健福祉関係施設においては、これによらず、直接補助事業に係る施設及び設備整備計画（指定都市が設置する精神保健福祉センターを除く。）について、都道府県においてとりまとめのうえ記載すること。
- (2) 原則として、単年度をもって完了するよう計画することとするが、施設整備について、やむを得ない事情により事業が2か年以上にわたる場合は全体計画と当該年度計画について、また、他の施設と合築を行う場合は、全体計画と当該整備計画について、本整備計画書様式に準じて作成した書類を添付すること。
- (3) 特に設備整備において、整備計画書提出後に計画内容の変更要望が行われるケースが散見される。具体的な整備計画を精査し、やむを得ない事情による場合を除いて、整備計画書提出後に計画内容に変更が生じることのないように留意すること。

(整備計画書関係)

整備計画の策定にあたっては、施設毎に次の点に留意すること。

(1) 農村検診センター

昭和59年1月14日衛発第23号「農山村保健対策の推進について」による施設整備事業とすること。

(2) 結核患者収容モデル病室

平成4年12月10日健医発第1415号「結核患者収容モデル事業の実施について」による施設整備事業とすること。

(3) エイズ治療拠点病院

平成6年6月23日健医発第746号「エイズ治療拠点病院整備事業について」による施設及び設備整備事業とすること。

(4) 難病相談支援センター

平成27年3月30日健発0330第17号「難病相談支援センターの整備について」（以下「センター実施要綱」という。）による施設整備事業とすること。

(5) 難病医療拠点・協力病院

平成10年4月9日健医発第640号「重症難病患者拠点・協力病院設備整備事業について」による設備整備事業とすること。

(6) 感染症指定医療機関

第一種及び第二種感染症指定医療機関については、平成11年3月19日厚生省告示第43号「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第38条第2項の規定に基づく厚生労働大臣の定める感染症指定医療機関の基準」による施設及び設備整備事業とすること。

(7) 感染症外来協力医療機関

平成16年3月29日健発第0329002号「感染症外来協力医療機関の整備について」による施設及び設備整備事業とすること。

(8) 原爆被爆者保健福祉施設

昭和63年12月13日健医発第1415号「原子爆弾被爆者養護ホームの設備基準について」による施設及び設備整備事業とすること。

(9) 原爆医療施設

- ・ 広島赤十字・原爆病院及び長崎原爆病院（原爆医療施設）の改築整備事業に限ること。
- ・ 日本赤十字社が原爆医療施設に設置する検査機器等に限ること。

(10) 原爆被爆者健康管理施設

広島市・長崎市が設置する原爆被爆者健康管理施設の設備整備事業に限ること。

(11) 地方中核がん診療施設

平成16年9月10日健発第0910004号「がん診療施設情報ネットワーク事業の実施について」による設備整備事業とすること。

(12) 眼球あっせん機関

平成12年7月18日健医発第1108号「眼球あっせん機関の設備整備事業について」による設備整備事業とすること。

(13) 医薬分業推進支援センター

平成4年8月6日薬発第724号「医薬分業推進支援センターの整備について」による施設及び設備整備事業とすること。

(14) 食肉衛生検査所

- ・ 平成4年6月2日衛乳第115号「食肉衛生検査所の整備について」による施設及び設備整備事業とすること。
- ・ 平成14年3月29日食発第0329002号「牛海綿状脳症（BSE）検査

キット整備の実施について」の別紙「牛海綿状脳症（BSE）検査キット整備実施要綱」による設備整備事業とすること。

なお、牛については、24ヶ月齢以上の牛のうち、生体検査において運動障害、知覚障害、反射又は意識障害等の神経症状が疑われたもの及び全身症状を呈する牛のみを対象とすること。

(15) 市場衛生検査所

平成15年6月26日食発第0626002号「市場衛生検査所設備等整備事業について」による設備整備事業とすること。

(16) と畜場

平成14年1月31日食発第0131007号「と畜場衛生設備等整備事業について」による設備整備事業とすること。

(17) 精神科病院等

精神保健福祉法第19条の10第1項に規定する都道府県が設置する精神科病院、精神科病院以外の病院に設ける精神病室（以下「精神科病院等」という。）の施設及び設備整備事業並びに同法第19条の10第2項に規定する営利を目的としない法人（以下「非営利法人」という。）が設置する精神科病院等の施設整備事業及び非営利法人のうち市町村が設置する精神科病院等の設備整備事業とすること。

ただし、27年度以降新規の施設整備事業については、原則として、次に定める精神病床数に関する条件を満たさなければならないこと。

○新設又は増設の場合

新設又は増設によって増加する精神病床数と都道府県内の既存の精神病床数の合計が、都道府県が定めた医療計画上の精神病床の基準病床数を上回らないこと。

○改築の場合

都道府県内の既存の精神病床数が、都道府県が定めた医療計画上の精神病床の基準病床数を上回っている場合は、改築する病棟の精神病床数を10%以上削減すること。

ただし、精神病床の基準病床数と都道府県内の既存の精神病床数の差が、改築する病棟の精神病床数の10%以下である場合は、その差分を削減すればよいこと。

また、医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する公的医療機関以外の非営利法人が設置する精神科病院等の施設整備事業については、精神保健

福祉法第19条の8の指定を受けた施設のうち、作業・生活療法部門及び特殊病棟（老人、アルコール、薬物、児童・思春期等）等に係る施設整備事業で厚生労働大臣が認めるものに限ることとする。

(18) 精神科病院療養環境改善整備事業

平成10年12月11日障第710号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知「精神科病院療養環境改善整備事業実施要綱」に基づく精神科病院の鉄格子撤去（鉄格子撤去と併せて行う病棟の療養環境を因るための改修を含む。）、保護室改修及び病棟出入口扉改修事業とすること。

(19) 精神保健福祉センター

精神保健福祉法第6条の規定により、都道府県が設置する精神保健福祉センター及び指定都市が設置する精神保健福祉センターの施設及び設備整備事業とすること。

(20) 精神科デイ・ケア施設

地方公共団体、公的医療機関、医療法人等の非営利法人が設置する精神科デイ・ケア施設（病院併設の老人性認知症疾患デイ・ケア施設を含む。）の施設整備業及び地方公共団体が設置する精神科デイ・ケア施設の設備整備事業とすること。

(21) 精神科救急医療センター

平成17年7月7日障発第0707001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「精神科救急医療センター整備事業について」の別紙「精神科救急医療センター整備事業実施要綱」により、都道府県、指定都市、医療法第31条に規定する公的医療機関、その他厚生労働大臣が適当と認める者が設置する精神科救急医療センターの施設整備事業とすること。

(22) 精神科救急車

都道府県、指定都市及び精神保健福祉法第33条の7第1項の規定により指定を受けた地方公共団体、公的医療機関及び非営利法人が設置する精神科病院等に整備する精神科救急車の設備整備事業とすること。

(23) 精神科救急情報センター

平成20年5月26日障発第0526001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「精神科救急医療体制整備事業の実施について」の別紙「精神科救急医療体制整備事業実施要綱」により、都道府県及び指定都市が設置する精神科救急情報センターの設備整備事業とすること。

(24) 組織バンク

平成19年2月5日健発第0205004号厚生労働省健康局長通知「組織バンクの設備整備事業について」の別紙「組織バンク設備整備事業実施要綱」により、公益性の高いものとして厚生労働大臣が適当と認める者が設置する組織バンクの設備整備事業とすること。

(25) マンモグラフィ画像読影支援システム

平成19年4月4日老発第0404004号厚生労働省老健局長通知「マンモグラフィ検診精度向上事業の実施について」の別紙「マンモグラフィ検診精度向上事業実施要綱」により、各都道府県、市町村、厚生労働大臣が適当と認める者がマンモグラフィ画像読影支援システムを整備する事業とすること。

(26) 新型インフルエンザ患者入院医療機関

平成20年10月16日健発第1016005号厚生労働省健康局通知「新型インフルエンザ患者入院医療機関整備事業の実施について」の別紙「新型インフルエンザ患者入院医療機関整備事業実施要綱」により、新型インフルエンザ患者入院医療機関が行う施設及び設備整備事業に要する費用に対する都道府県の補助事業とすること。

(27) HIV検査・相談室

平成23年4月1日健発0401第26号厚生労働省健康局長通知「HIV検査・相談室整備事業について」の別紙「HIV検査・相談室整備事業実施要綱」により都道府県、市町村、公的医療機関及び医療法人等の非営利法人が設置するHIV検査又はエイズに関する相談に必要な施設及び設備整備事業とすること。

(28) 末梢血幹細胞採取施設

平成24年11月15日健発1115第3号「末梢血幹細胞採取施設の設備整備事業について」の別紙「末梢血幹細胞採取施設設備整備事業実施要綱」による設備整備事業とすること。

(29) 小児がん拠点病院

平成25年2月8日健発0208第3号「小児がん拠点病院施設整備事業の実施について」の別紙「小児がん拠点病院施設整備事業実施要綱」により、小児がん拠点病院が行う施設整備事業とすること。

なお、補助対象事業者は小児がん拠点病院に指定された医療機関に限る。